

# 重国籍制度に関する比較社会学的研究（3）

## ——ドイツにおける重国籍容認への抵抗——

法政大学 佐藤成基

### 1. 問題の所在

1990年代以後、ドイツでは外国人の国籍取得をより容易にするような国籍制度の「リベラル化」が進んできた。1999年のドイツ国籍法改定による出生地主義の導入は、その過程を象徴する歴史的な変革であった。それに対し、重国籍については抵抗が強く、事実上国内には多くの重国籍者がすでに多数存在しているにも関わらず、未だに公式に「原則容認」という立場はとられていない。本報告では、ドイツにおける重国籍に対する政策や重国籍をめぐる政治論争の経緯を簡単に追い、現在の重国籍者の状況を概観したあと、なぜドイツでは重国籍に対する抵抗が強いのかを、重国籍に反対する人々が持つ国民の自己理解（ドイツ国民に帰属することの意味をどう理解しているのか）の仕方に注目しながら考察する。

### 2. 重国籍をめぐる政策と政治

国籍法改定時、当時野党であった保守のCDU/CSUが重国籍容認に強く反対し、世論においても反対意見が7割近くを占めた。結果として、出生地主義導入によって生まれる外国人夫婦の子供の重国籍は期限付きでしか認められなかった。その子供達は、18歳から23歳の間にどれか1つの国籍を選択しなければならず、選択しなければドイツ国籍を喪失するという事になったのである。しかし2014年に中道左派のSPDがCDU/CSUとともに連立政権に加わったことで、この選択義務制度は廃止され、出生地主義による出生時からの重国籍は認められるようになった。その一方、連邦政府は帰化者に対しては原則従来の国籍の放棄を義務づけている。

2016年以後CDU内部やCSUにおいて2014年以前の選択義務制度の復活を求める声が高まっている。その背景には、トルコのエルドアン大統領が大統領の権利拡大をめぐる国民投票において在外トルコ国民の支持を動員したり、重国籍ジャーナリストをテロを煽ったと称してトルコで逮捕拘束する事件が発生したことなどがある。国籍選択義務の復活を主張する人々は、ドイツの自由で民主主義的な価値観へのコミットメントを確認するために、国籍を自由意志によって選択させることが必要であると主張している。

### 3. 重国籍の現状

すでにドイツでは、東欧諸国からのアウスジードラー、ドイツ人と外国人の間に生まれた子供、出生地主義の外国で生まれてドイツに帰国した子供には国籍選択が義務付けられていず、元の国籍放棄が様々な事情で困難な場合には重国籍が例外的に許可され（といっても帰化者の半数以上）、EU市民およびスイス国民には重国籍が認められているため、実際のところかなりの数の重国籍保持者が存在している。その数は厳密には知られていないが、国勢調査の結果をもとにすれば、400万人近く（国民全体の6%程度）なるだろうと推定される。

### 4. ドイツ国民の「コミュンタリアン」的自己理解と重国籍への抵抗

出生地主義は比較的容易に受け入れられ、現在でも大きな反対は見られない（右翼のAfDを除いて）にも関わらず、重国籍容認にはなぜ抵抗が大きいのか。これはR.ブルーベーカーの言う「エスノ文化的」な国民の自己理解の強さによっては説明できない。特に重国籍に反対する人たちが求めているのは、「シヴィック」な国民的共通善へのコミットメントであり、重国籍によって生じる「忠誠心の対立」はそれを阻害するというのが彼らの考え方である。本報告では、このような「コミュンタリアン」な国民の自己理解が、重国籍をめぐる政治論争の中でどう表明されているのかについて、議会の議事録や新聞・雑誌の記事などを素材にしながら明らかにしていく。